

人吉球磨食のみやこ創造コンソーシアム推進事業補助金交付要項

（趣旨）

第1条 一般社団法人人吉球磨観光地域づくり協議会（以下「観地協」という。）が「食のみやこ熊本県」創造コンソーシアム推進事業実施要領（以下「要領」という。）別表に規定するコンソーシアム推進事業を実施するに当たり、予算の範囲内において、補助金を交付することに関し、要領に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、人吉球磨地域の市町村又は人吉球磨地域に活動拠点を有する法人、団体及び個人事業主とする。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、「食のみやこ熊本県」の創造に資する食の高付加価値化、ブランド化、PR等に要する費用とする。

（補助対象経費及び補助率等）

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、会議の開催、先進地の視察、構成員間の連携活動、新商品開発、販路拡大、市場調査に伴うイベント開催や出展・資材作成、事例調査等とする。

2 補助する額は、補助対象経費の2分の1以内とし、補助金の上限額を100万円とする。

3 補助対象経費は本事業に直接要する経費であって、補助対象事業として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限るものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助金交付申請書（様式第1号）及び収支内訳書（様式第2号）を会長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 会長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第3号）により補助金の交付申請を行った者に通知するものとする。

（計画の変更）

第7条 前条の規定により通知書を受けた者が、その事業内容について変更したときは、遅滞なく補助金計画変更申請書（様式第4号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（補助金の交付取消・変更）

第8条 会長は、前条に規定する計画変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要と認められるときは、交付決定を取消し、又は変更することができる。

2 前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、補助金交付取消（変更）決定通知書（様式第5号）により計画変更申請を行った者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定を受けて者は、補助事業が完了したときは、その日から30日を経過する日又は令和9年1月29日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第6号）を会

長に提出しなければならない。

（補助金の交付確定）

第 10 条 会長は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第 7 号）により補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第 11 条 前条に規定する通知書を受けた者は、速やかに請求書を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の請求書を受理した場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

3 補助事業の性質上その事業の完了前に交付することが適当と認めるときは、分割して概算額を交付することができる。

4 前項の概算払を受けようとする者は、概算交付申請書（様式第 8 号）を会長に提出しなければならない。

5 会長は、第 3 項の概算額の交付決定をしたときは、補助金概算交付通知書（様式第 9 号）により、概算額の交付を受けようとする者に通知するものとする。

（決定の取消し）

第 12 条 会長は、交付決定を受けた者が補助事業に関して次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

（1）補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要項に基づく会長の指示に違反したとき。

（2）補助金を他の用途に使用したとき。

（3）虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（4）補助金を使用する以前に補助金を受けた団体等が解散したとき。

2 会長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、補助金取消通知書（様式第 10 号）により補助金交付対象者に通知するものとする。

（委任）

第 13 条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要項は、令和 8 年（2026 年）8 月 17 日から施行する。